

4 「生活保護の適正実施の推進について」の取扱いについて

(平成 13 年 3 月 27 日 社援保第 20 号・社援監第 4 号)
厚生労働省社会・援護局保護課長・監査指導課長通知

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行に伴い、昭和 56 年 11 月 17 日社保第 123 号「生活保護の適正実施の推進について」（2(2)のうち「更に法第 85 条又は刑法の規定に係る告発について検討すること」、2(4)及び 2(5)を除く。）を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準としたので、御了知の上、管内の保護の実施機関等関係方面に周知願いたい。

5 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

昭和 29 年 5 月 8 日 社発第 382 号
厚生省社会局長通知

改正 平成 26 年 6 月 30 日 社援発 0630 第 1 号による改正まで

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、貴職におかれても遺漏を期しておられることと存するが、今般その取扱要領並びに手続を下記のとおり整理したので、了知のうえ、その実施に万全を期せられたい。

生活保護法（以下単に「法」という。）第 1 条により、外国人は法の適用対象となるのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。

但し、保護の申請者又はその世帯員が急迫した状況にあるために、左の各号に規定する手続を履行する暇がない場合には、とりあえず法第 19 条第 2 項或は法第 19 条第 6 項の規定に準じて保護を実施し、しかる後左の手続を行って差し支えないこと。

- (1) 生活に困窮する外国人で保護を受けようとするものは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）に基づく在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号。以下「入管特例法」という。）に基づく特別永住者証明書に記載された当該生活困窮者の住居地を管轄する保護の実施機関に対し、申請者及び保護を必要とする者の国籍を明記した保護の申請書を提出するとともに有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示すること。
- (2) 保護の実施機関は前号の申請書の提出及び在留カード又は特別永住者証明書の呈示があったときには申請書記載内容と在留カード又は特別永住者証明書の記載内容とを照合して、申請書記載事項の確認を行うこと。
- (3) 前号の確認が得られた外国人が要保護状態にあると認めた場合には、保護の実施機関はすみやかに、その申請書の写並びに申請者及び保護を必要とする者の在留カード又は特別永住者証明書の番号を明記した書面を添えて都道府県知事に報告すること。
- (4) 保護の実施機関より報告をうけた都道府県知事は当該要保護者が、その属する

- 國の代表部若しくは領事館（支部又は支所のある場合にはその支部又は支所）はそれらの斡旋による団体等から必要な保護又は援護を受けることができないと確認し、その結果を保護の実施機関に通知すること。
- 2 生活に困窮する外国人が朝鮮人及び台湾人である場合には前記1(3)及び(4)の手続は、当分の間これを必要としないこと。
 - 3 保護を受けた外国人が安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなった場合には、当該外国人に対して法第55条の4第1項の規定に準じて就労自立給付金を支給すること。
 - 4 本通知の運用指針は次の通りであるので、これが取扱について遺漏のないよう注意されたいこと。

問1 通知1(1)に生活に困窮する外国人が保護を受けようとするときは、有効な在留カード又は特別永住者証明書を呈示しなければならないとあるが、外国人がこの呈示をしない場合若しくは実施機関の行う保護の措置に関する事務に外国人が協力しない場合には如何にすべきか。

答 外国人の保護は法を準用して行うのであるから、実施機関としては保護を申請した外国人並びに保護を必要とする外国人について、当然一般国民に対する場合と同じく保護決定に必要な種々の調査をしなければならない。而るに外国人については一般国民の場合と異り、その生活実態、家族構成、稼働状況、収入状況等についての適確な把握が困難であるので申請者若しくは保護を必要とする者の協力を特に必要とする。従って、申請にもとづく種々の調査の際申請者若しくは保護を必要とする者が実施機関の必要とする協力を行わないため、或は当該外国人の身分関係、居住関係を明確にする有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示しないために、実施機関が当該外国人についての生活実態の客観的事実が把握できないような場合には、実施機関としては、適正な保護事務の執行ができないので、申請者若しくは保護を必要とする者が急迫な状況にあって放置することができない場合でない限り、申請却下の措置をとるべきである。一方かかる場合には実施機関は必要とあれば治安当局に連絡し、在留外国人の公正な管理事務に協力すべきである。

問2 外国人が集団で保護を申請してきたときの取扱如何。

答 外国人が集団で保護を申請してきたときには、一般国民の集団申請に対する取扱と同様に取り扱うべきであるが、問1の答で明記したように所定の手続を経ない保護の申請、或は多人数の圧迫にもとづく保護の要請等によって申請者若しくは保護を必要とする者が実施機関の行う保護の措置の事務に協力しない場合には、一切かかる保護の申請には応すべきではない。

問3 生活に困窮する外国人が保護の申請を、福祉事務所を設置しない町村の長を経由してなした場合、町村長は如何に処理すべきか。

答 町村長を経由して提出された申請書については、町村長は法第24条第6項の規定を準用して当該申請書及びその他の必要書類を実施機関に送付しなければならないのであるが、その際、保護を必要とする者が外国人であること及び当該外国人の在留カード又は特別永住者証明書の番号を明記した書面を添付しなければならない。

問4 生活に困窮する外国人の子弟については、特別の教育というものが考えられるが、これらについては如何に対処すべきか。

答 通知によても明確などおり、外国人に対する保護の措置は、法に準じて実施することになっているのであるから、生活に困窮する外国人の子弟のみが教育基本法に規定する日本国民の義務教育に準ずる教育以外の特別教育を受けることを認めることはできない。従って学校教育法第1条に規定する小学校、中学校以外の各種の学校において受ける教育については教育扶助の適用を認めるることはできない。又特定の学校において通学費を必要としながら受ける外国人のための教育については、その通学費及び特定の教育のために必要な教育費を教育扶助の内容として認めるることはできない。

問5 通知2において終戦前より国内に在留する朝鮮人、台湾人について特例を設けた理由。

答 終戦前より国内に在留する朝鮮人、台湾人は從来日本の国籍を有していたのであり、講和条約の発効によって始めて日本国籍を喪失したわけである。従つ